

寿都湾

☀ 議会だより

令和6年 第1回定例会

令和6年第1回定例会は、3月4日に招集され会期を19日までの16日間と定め、開会初日の4日は、町長から「町政執行方針」、教育長から「教育行政執行方針」の表明が行われた後、新年度の各会計予算を除く議案16件（同意案2件、専決処分1件、条例の改正5件、単行議案2件、令和5年度各会計補正予算6件）を審議し延会しました。

11日は、令和6年度各会計予算7件の提案理由の説明を受け、議員全員により、構成された予算特別委員会（委員長＝木村眞男議員、副委員長＝川地正人議員）に付託した後、一般質問を行いました。

12日及び13日に予算特別委員会を開催し、付託された令和6年度各会計予算7件について審議の結果、いずれも可決すべきものと決定し、特別委員会を閉会しました。

18日には、本会議を再開し、予算特別委員会での審議について委員長から報告を受け、新年度各会計予算7件を原案のとおり可決し、全日程を終了して閉会いたしました。

No. 201 令和6年5月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431



4月11日に寿都小学校交通安全教室が行われました。

令和6年度 一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計

会計区分		令和6年度	前年対比(%)
一般会計		53億9800万円	▲6.3
特別会計	国民健康保険事業特別会計	6億1170万円	▲2.9
	後期高齢者医療特別会計	5760万円	8.9
	介護保険事業特別会計	4億3380万円	0.1
計（公営企業除く）		65億0110万円	▲5.4

会計区分		令和6年度		前年対比(%)
公営企業会計	簡易水道事業会計	収益的支出	1億1233万2千円	▲2.0
		資本的支出	4076万7千円	▲4.2
		計	1億5309万9千円	▲2.6
	公共下水道事業会計	収益的支出	1億7698万5千円	3.3
		資本的支出	9784万3千円	▲28.5
		計	2億7482万8千円	▲10.8
	風力発電事業会計	収益的支出	5億6715万8千円	13.7
		資本的支出	2億6102万7千円	▲2.1
		計	8億2818万5千円	8.2

※町政執行方針、教育行政執行方針、新年度予算の概要は町広報4月号に掲載。

審議した案件

人事案件

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について

・吉田豊通氏

（歌棄町歌棄）

・梶谷和幸氏

（磯谷町鮫取淵）

の選任（いずれも再任）に同意しました。

◆農業委員会委員の任命について

・石田 隆久氏

（磯谷町鮫取淵）

・金木 修一氏

（湯別町下湯別）

・大森 繁之氏

（湯別町下湯別）

・田中 直氏

（湯別町下湯別）

・鹿内 昭市氏

（樽岸町樽岸）

・下田 富紀子氏

（湯別町上湯別）

・今田 祐治氏

（黒松内町字中ノ川）

の任命（いずれも再任）に同意いたしました。

専決処分（補正予算）

◆専決処分の承認を求めることについて

（令和5年度寿都町一般会計補正予算（第7号））

承認

（全会一致）

予算総額に4億9千万円を追加し、総額を69億7千30万7千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（ふるさと振興基金積立金の増額ほか）

4億9千万円増

条例の改正

◆寿都町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例（原案可決）

（全会一致）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する規定を改正するものです。

◆職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例……………原案可決
(全会一致)

地方自治法の一部を改正する法律の施行にあわせ育児休業をしてる会計年度任用職員に期末手当を支給することとする必要の改正をするものです。

◆寿都町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………原案可決
(全会一致)

会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行にあわせ会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとする必要の改正をするものです。

◆寿都町青少年研修会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………原案可決
(全会一致)

寿都町青少年研修会館の使用の特例に係る条文及び使用料の規定整備を行うため改正するものです。

◆寿都町介護保険条例の一部を改正する条例……………原案可決
(全会一致)

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る介護保険料を国の法改正に合わせて9段階から13段階にするとともに、保険料段階ごとの保険料率を定めるため改正するものです。

単行議案

◆公の施設(寿都町簡易宿泊施設)の指定管理者の指定……………原案可決
(全会一致)

寿都町簡易宿泊施設の管理運営について、令和6年3月31日をもって期間満了となることから、引き続き株式会社寿都振興公社を指定するものです。

◆ゆべつのゆバイオマスボイラー整備工事請負契約の変更……………原案可決
(全会一致)

バイオマスボイラー操作盤1基の増設が必要ことから変更後の契約金額が、1億450万円となり、110万円の増額となる変更の請負契約を締結するものです。

補正予算

・契約前の契約金額 1億340万円
・契約後の契約金額 1億450万円

◆令和5年度寿都町一般会計補正予算(第8号)……………原案可決
(賛成7:反対1)

予算総額から928万1千円を追加し、総額を69億7千958万8千円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費(地域福祉基金積立金の増額ほか)

1億5千344万8千円増
・民生費(特別養護老人ホーム整備事業補助金の減額ほか)

1億2千462万円減
・農林水産業費(漁業就業者研修支援事業の減額ほか)

660万円減
・商工費(地域おこし協力隊活動業務委託料の減額ほか)

341万9千円減
・土木費(開進1号・2号整備工事の減額ほか)

150万4千円減
・教育費(会計年度任用職員報酬の減額ほか)

652万4千円減
・公債費(一時借入金利子の減額ほか)

◆令和5年度寿都町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)……………原案可決
(全会一致)

国民健康保険事業勘定予算総額に9千431万円を追加し、総額を4億5千517万2千円とし、直営診療施設勘定予算に3千268万5千円を追加し、総額を2億1千738万5千円とするものです。

【国民健康保険事業勘定】

●補正の主なもの

・基金積立金(国民健康保険事業基金積立金の増額) 533万円増

・諸支出金(直営診療施設勘定繰出金の増額) 410万1千円増

【直営診療施設勘定】

●補正の主なもの

・総務費(寿都診療所運営交付金の減額ほか) 551万4千円減

・基金積立金(国保直営診療施設基金積立金の増額) 3千819万9千円増

◆令和5年度寿都町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)……………原案可決
(全会一致)

予算総額に80万円を追加し、総額を4億4千259万5千円とするものです。

●補正の主なもの
・総務費(北海道自治体情報システム協議会負担金の増額) 80万円増

◆令和5年度寿都町簡易水道事業会計補正予算(第3号)……………原案可決
(全会一致)

水道施設維持管理業務を翌年度4月1日から執行できるよう債務負担行為を定めるものです。

◆令和5年度寿都町公共下水道事業会計補正予算(第2号)……………原案可決
(全会一致)

●資本的支出
・建設改良費(公共下水道事業施設整備費) 379万円減
・クリーン寿都維持管理業務を翌年度4月1日から執行できるよう債務負担行為を定めるものです。

◆令和5年度寿都町風力発電事業会計補正予算(第2号)……………原案可決
(全会一致)

風力発電施設包括的保守点検業務を翌年度4月1日から執行できるよう債務負担行為を定めるものです。

議会の傍聴はお気軽に

6月に定例議会が開かれます

日程等、詳しいことは議会事務局へお問い合わせください。(TEL 62-2511)



ここが聞きたい

一般質問

第1回定例会での一般質問では4名の方から10項目について質問がありました。

吉野 卓壽 議員

町政 人口減少対策について



■質問

人口減少対策について質問させていただきます。

令和6年度町政執行方針でも触れられていましたが、全国的に少子高齢化が進み、寿都町でも高齢者の割合が4割を越え、人口減少に歯止めがきかない状態です。人口減少が進むと交付税も削減され、町としての力も衰退していき、町民への行政サービスの低下につながります。

人口減少の速度を遅らせるには、寿都町の出生率を上げることが最も良いことですが、今現在寿都町に在籍している若手世代だけで

はどうしても限りがあります。

そこで既に子どもがいる子育て世帯に寿都に移住していただくということが効率よく寿都町の人口を増やすことにつながるかと

思います。寿都町に移住し、寿都町で働いていたことが理想ですが、子育て世帯が今働いている会社を辞め、寿都町に移住するということは大変ハードルが高いことだと思います。しかし、職場が町外で近隣町村であったとしても寿都町から時間をかけて通勤することにより、交通費の補助や住宅補助などの経済的な補助や子

育て支援のサービスのなメリットが多ければ寿都町に移住しようと考えを持っていただけるかもしれません。何か行動を起こさなければこのまま人口減少が進み町は衰退していきます。町長は、現状の人口減少と人口減少対策として子育て世帯の移住促進についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

●町長
吉野議員の御質問にお答えします。

少子高齢化と人口減少問題は、本町をはじめ日本各地が抱える大きな問題であり、国立社会保障人口問題研究所が12月に公表した人口推計では2050年の本町の人口は1千538人と見込まれ、2020年の2千838人の54.2パーセントと大幅に減少することが予測されており、減少要因としては、自然減のほか、都市部への人口流出をはじめとする社会減があげられます。

この人口の減少を少しでも緩やかにするための方策として、本町ではこれまで、産業振興と雇用創出、医療・福祉・教育や住環境整備などを基本目標に掲げた「寿都町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略」を柱に総合的な施策を進めてきており、具体的には、農林水産業への就業や担い手育成に対する支援、高校生までの医療費助成や病児保育施設の開設、各種資格試験料の補助や医療従事者等養成への奨学金制度のほか、定住促進や子育て支援住宅の整備、新築やリフォームへの補助など様々な事業により子育て世代の支援や移住環境の充実に努めてまいりました。

各分野における取組について、まずは町内外の方々に知っていただくことが、人口増加へのきつかけになると思っておりますので、今後は、広報やホームページなどを通じてこういった内容の発信に努め、若者に限らず全ての世代が住みよいまちづくりを目指し、寿都町に住んで良かったと思える施策を今後も推進してまいります。

■再質問

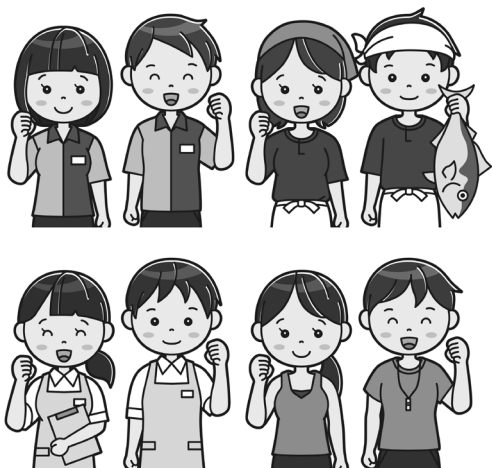
人口減少を抑える方法は移住だけではなく、若手世代の流出を防ぐことも重要だと思われまます。進学のためには寿都町を離れてしまうのは仕方ないことですが、高校卒業後就職を希望する

生徒には、積極的に地元企業に就職していただくような行政の支援もあつて良いかと思ひます。U・Iターンで寿都に戻り就職された方には、ふるさと就職促進奨励事業で10万円交付しておりますが、寿都高校を卒業後、地元に残るといふ気持ちをもつて町内企業に就職される生徒には、何も恩恵がないというのが現状です。せっかく寿都に残るといふ選択をしていた生徒には、より手厚い支援をしてあげるべきではないでしょうか。確かに町の財政的には厳しい状況ではありますが、若手世代が寿都に残ることで町としての生産力も上がり、人口減少のスピードを抑えることができるかもしれませんがいかが

がでしょうか。

●町長

近年、高卒、また大卒の方々が町内で就職する方が非常に少ないのが現実でありまして、この町の支援だけじゃなくてですね、受け入れる企業がどのような受入れ態勢をしてその人材を育成していくのかを含めて企業と町の方で、これからもうちょっと魅力のある企業づくり、地域への魅力というものを最大限どう表現していったらいいのか検討する余地があるというふうな考えでおりますので、吉野議員の御提案に即するよう努力をしてまいりたいと考えております。



行政 核のごみ(高レベル放射性廃棄物)に関連して



■質問

核のごみ(高レベル放射性廃棄物)に関連して、質問します。

1点目、町長から町民へのコメントはどうか。

高レベル放射性廃棄物(いわゆる核のごみ)の最終処分場選定にかかる原子力発電環境整備機構(NUMO)の文献調査報告書原案が2月13日公表されました。新聞によると寿都町は明らかに不適地はないとして町全域と沖合15キロの海底まで概要調査の候補地となっています。これらのことについてなぜか町長のコメントがありません。町政執行方針では、町民が正しい知識を身につけられる機会と話し合いがもてる環境の構築と述べていますが、そうであるなら、なぜ積極的に町民へコメントを発しないのでしょうか。町民は、町全域が概要調査の候補地ということでは不安な気持ちだと思います。次の概

3点目、近隣町村への対応であります。

昨年12月の定例議会でも質問した事項と関連します。が、近隣3か町村(島牧村・黒松内町・蘭越町)は「核のごみを受け入れない・持ち込みを拒否する条例」の制定や「核抜き決議案」を採択し、核のごみ受け入れ拒否の姿勢を明確にしています。

また、蘭越町は知事へ概要調査に反対意見を出すよう要請もしています。片岡町長の「国に対し一石を投じた」ということが寿都町に留まらず近隣3か町村に相当の影響を与えてしまった状況にあります。近隣町村との折り合いはどうするのか。この問題について文献調査報告書原案の公表に伴い3か町村の首長に町長の考えを伝えているのか、いくつかお聞きします。なお、これは、国が行うことではなく近隣町村同士仲良く互いに認識を共有調整し、高揚を図る必要性があることからお聞きする訳であります。

●町長

越前谷議員の御質問にお答えいたします。

1点目の核のごみ(高レ

ベル放射性廃棄物)に関連しての、一つ目、「町長から町民へのコメントは」についてお答えいたします。

現在NUMOが行っている高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る文献調査につきましては、本年2月に文献調査報告書案が国の審議会において公表され、その後も審議が継続されており、正式な報告書の完成には至っていない状況にあります。

報告書案が示されたことに対する町民へのコメントはあるのかとの御質問ですが、現段階において特段コメントすることは考えておりません。

今後、国の審議が終了し、報告書が町に提出され、対話の場での報告書の説明や法定に則った説明会等がNUMOにより開催されるものと捉えております。

いずれにしても、町としては、従来から申し上げているとおり、町民の皆様が安心して話し合いが持てる環境が整ったあかつきには、学習会等を開催し、理解を深めていただくこととしておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

二つ目の北海道知事との

話し合いについての御質問につきましては、町として北海道との話し合いの場の設定や意見調整を行うことは考えておりません。

また、三つ目の近隣町村への対応についての御質問につきましては、この高レベル放射性廃棄物の処分という国が抱える大きな課題に対して、全国的な議論の輪を広げていくことが大切であると捉えております。が、議論の重要性や理解を促す取組は、国側が主体として進めていかなければなりません。

一方で全国的に人口減少が叫ばれる中、それぞれの自治体が生き残りをかけてどのような道を選択し、国からの交付金等も活用しながら将来のまちづくりをどのように進めていくのかは、それぞれの自治体が判断するものであり、他の自治体に対し働きかける立場にないものと思っております。

■再質問

1点目の町長のコメントについてであります。

なぜ、町長は町民にコメントしなければならぬかでありますが、この文献調査応募について町民に判断

を仰がずNUMOを介して国に対し、積極的に手を挙げたのは片岡町長でありますから調査報告書が公表された際、コメントするのは町政をあく代表者として当然ではないかと思えます。先日(3月7日)の新

聞では、神恵内村の高橋村長が「広く村民の意見を聴く機会を設ける」とコメントしていますが、何かしら町民へのコメントやメディアからの質問等を避けているように思えてならない訳であります。核のごみ問題は、本町だけに留まらず全国に広がっている現状から、概要調査に対するこれらの姿勢を含めて是非コメントを出していただきたいと思えます。町内に関わらず全道、全国の核のごみ問題に関心のある方は、町長のコメントに注目していると思えます。

2点目、知事との話し合い、意見調整であります。が、片岡町長は後志町村会々長という立場もありますので、寿都町ばかりでなく後志地域全体の首長の代表としても考えていただきたいと思えます。後志の代表者として知事との話し合いをすることは、考えられないものかお聞きします。

2点目、知事との話し合い、意見調整であります。が、片岡町長は後志町村会々長という立場もありますので、寿都町ばかりでなく後志地域全体の首長の代表としても考えていただきたいと思えます。後志の代表者として知事との話し合いをすることは、考えられないものかお聞きします。

關係につきまして同じであります、やはり多くの道民の方々もこの地層処分についてしっかりと理解をしていた、これが賛成反対じゃなくて、この件についてまずしっかりと学んでいただくということが大事であつて、今議論しているのは精密に行つた議論をするような感じがしてなりま

先ほども御質問にお答えしましたように今現在報告書案が出され審議がされている中で、まだ最終決定されていない中で、私は説明する段階じゃないというふうに考えておりますので、これ

方と国家プロジェクトの大事な事業でありますので、国の役割又は我々の役割分担をしっかりとこれから役割分担の中で住民説明会を行っていきたいというふう

がしつかり出てきた中で、これは国の事業であり、ますので国がしつかり説明させていただいて、私が住民説明するのはこの国に対して一石を投じながらこの最終処分の問題についてやはり多くの皆さんがまず知りえないとならないと。町としての役割、国としての役割、これからもしつかり役割分担の中で、多くの町民の方、全国にこの輪が広がるように私は推進してまいりたいというふうに考えてございます。

また、次の近隣町村との

また、町村会長として後志の代表としてのお考えはということでありますけれども、この件についても町村会で云々の話はありません。飽くまでも寿都町が私が一石を投じたということ、これは町村会と私との関係については、一致しておりませんので立場上今代表ではありますけども、その点については別な考え方で私は推進していきたいというふうに考えております。

今回の文献調査報告書原案について、国（審議会）

からの報告がなければ町長はコメントしないというようにとられる訳であります。が、それじゃ国が説明・報告するのが例えば何か月も何年もかかったとした場合、それまで町長はコメントしないということなんでしょうか。それまで町民は待たなきゃならないということなんでしょうか。そう

今の審議会の状況というのは何年もかかる状況ではないというふうに思っておりますので、この審議会で答申が出された中で対応していきたいというふうに考えております。

行政 寿海荘の改築について



寿海荘の改築について質問します。

春の開園に向けて寿海荘の改築工事が最終段階を迎えているところであります。昨年12月の定例議会でも質問しましたが再度質問させていただきます。

1点目、限度を越えた町の関与ではないかであります。

町が法人（徳美会）へ全額補助で行っている改築事

いう訳にはいかなんじや
ないかと思いますが再度お
聞きます。

人」の明確な区分けがないままの状態に思えてなりません。一体本当の事業主体はどちらなのでしょう。工事全体に関わる限度を越えた町の関与ではないかと思われませんが、町長の全額補助事業に対する姿勢をお聞きします。

2点目、土地の移転登記は完了したのかであります。

土地取得について町は法人の土地取得を支援しているとのことでしたが、法人名義の土地取得、所有権移転登記は完了したのでしょいか。土地取得の承諾はいただいているとのことでしたが、工事完了までに移転登記が完了するのかお聞きします。

寿海荘の改築についての
1 点目、限度を超えた町の
関与ではについて、お答え
します。

本町での特別養護老人ホーム開設についての経緯

を令和3年2月に開催の第1回議会全員協議会及び昨

年12月に開催の令和5年第4回定例会の一般質問でもお答えさせていただいており、改めて説明をさせていただきますが、本町における高齢者福祉の推進のため、法人へ働きかけを行い、法人が実施主体となり、法人の負担分を町で支援する方向で整備されております。

また、過去からも他の業種も含め様々な施設整備に對して、設計や工事の技術支援をはじめ、事務的なところも各団体で不慣れな業務など例えば用地交渉、用地取得なども積極的に町で支援を行っており、このたびの寿海莊整備に關しましても、法人へ資金的な支援をするのみではなく、技術的、事務的な支援を幅広く行うことが重要と捉えており、産業、福祉、教育など各種分野の推進については最大限、支援を行う姿勢を持って、対応している次第でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

2 点目の土地の移転登記は完了したのかとの質問につきましては、これについても、令和5年第4回定例会で説明をさせていただいておりますが、残り1筆の

相続手続きに時間を要しているところではありますが、相続完了まで引き続き支援をしてまいります。

■再質問

寿海荘の改築についてであります。町長の本事業に対する熱意は分かりますが、補助する側補助される側の立場を考えた行政の姿勢が問われる訳であります。例えば、ここまですが指導し、これ以上は法人が行わなければならぬといったような規程が必要ではないかと思えます。

さて、土地の取得についてであります。なぜ私が何度も質問し確認するのかといいますと、もし取得が完了しなければ補助金や過疎債の確定に影響するのではないかとと思われるからであります。いわゆる財源の確定がなされるのか、もしなされないのであれば

変更申請なり、そのようなことが必要なのではないかとその点をお聞きします。

●町長

寿海荘の関係につきましても、補助する側される側、確かにそのとおりでありますけれども、この徳美会の関係のみならず漁協の関連についても今までも同じような案件がありまして、全額消費税見合いだけ漁協の方では役割を果たしてもら



いましたけれども、事業そのものに全面的に補助を出して今の事務所であったり、後、漁協の冷蔵庫の後の有効活用また水産加工の倉庫の有効活用全く今回と同じような状況の中で、技術的なものも含めて町の方で支援しながら今の姿がある。徳美会だけが特別扱いしてる訳ではありませんので、この件については越前谷議員も御承知のことだと思いますので御理解願いたいと思います。

また、土地の完了の関係でありますけれども、今現時点で交付税云々の影響されるところではございませんので御心配なく御理解いただきたいと思います。

先ほど答弁の中で交付税という話しましたけれども、起債の関係間違つて説明しましたので訂正させていただきます。

■再々質問

私の手元（資料）に寿海荘の改築の関係で、何件か登記が完了されてないと聞いています。町長は一筆と言ってますが、この3月一杯までに、移転登記が完了しないとすると補助金や地方債の関係（過疎債の関係）、これをどうするの

か心配している訳であります。一筆でも一点でも3月を越えてしまった場合にどうするのか。そういったことを町長はどうお考えなんでしょうか。

●町長

寿海荘の関係でありますけれども、相続関係人が相対の中で行方不明者が先だつても説明したようにいらつしやる中で、登記ができないのは一筆ございまして。この関係については3月までは多分難しいとは思っております。これから親戚の方々に今行方不明者の人がどこに住んでいらつしやるのかも含めてですね、聞いている最中でもありますし、これが完了しないからといって直接この土地については建物にかかつていない土地でもございまして、補助金また起債の関係については影響がないものと考えております。

行政

大串 伸吾 議員

高レベル放射性廃棄物
最終処分場建設調査に関わる
勉強会について



■質問

高レベル放射性廃棄物最終処分場建設調査に関わる勉強会についてです。

町では、高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に関わる文献調査を終えまして、概要調査に進展するか判断するための住民投票をすることになっております。

委員が幾度も主張してもこれに対応してきませんでした。勉強会では対話の場の事務局ではなく、もっと公平、中立性が担保できる主体が開催することで納得できる町民が増えると思えますが、町長のお考えをお聞かせください。

2点目、これまで対話の場や町の将来に向けた勉強会に参加者が学んできた内容としては、原子力発電の政策的な位置付けや核燃料サイクルのこと、地層処分場の仕組み、そして最終処分場のまちづくりの活用、少なくとも四つ以上の論点があつたと思えます。それぞれを整理しながら話を進めなければ、疑問は晴れず理解は深まりません。勉強会ではどのような論点で何を行う必要があるとお考えでしょうか。

1点目、この勉強会はどこが主催して行うお考えでしょうか。対話の場を開催してきた対話の場事務局は、今まで地層処分場について批判的な専門家の招集を

●町長

高レベル放射性廃棄物最終処分場調査に関する勉強会につきましては、大串議員も述べられており、他の自治体が現れ、この処分事業の議論が全国的な展開をみせたあかつきには、落ち着いた状況の中で勉強会を開催していきたいと考えております。

この際の主催としては、あくまでも寿都町が担うものと捉えており、具体的な内容や方法につきましては、今後、対話の場の会員の皆様からも御意見をいただきながら、たくさんの方々の皆様に参加していただける理解促進の場を設けていきたいと考えております。

地区会館や総合文化センターでの勉強会の開催や事業に対して推進的な意見・慎重的な意見をお持ちの方々の招いてのシンポジウムなども想定しております。

回数や時期などは、今後の状況により決定してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

■再質問

高レベル放射性廃棄物の最終処分場調査に関する勉強会についてなんですけども、まずはですね、勉強会の主催が町であるというふうなことなんですけれども、かつ、その勉強会を進めて行くに当たっては、対話の場に参加している委員の方から意見を聞いて行っていくというふうな御回答だったと思います。となる

とですね、今現在、対話の場と同時に町の将来に向けた勉強会という自ら学びたいと意欲をもつて参加してきてる町民の方々の集いがあるんですね、その方々が意見をすることがちよつとできないように感じたので、ちよつとですね、ここについてやはりいろんなところに視察にいつて学んできた人としては、同じ立場だと思えますからそういった方々も含めて議論をしていくための事前の打合せを開いていくこと。そしてそういう中でですね、公平性、透明性を担保するように主催があつて、かつ、その中に運営する委員、委員会のようなものそういったこと分けて作るようなことつていうのは考えられな

いのでしょうか。

●町長

ただいま、大串議員の方から町の将来に向けた町民の勉強会、この参加者の意見も私は大事だというふうな思つておまして、対話の場の皆様、また将来に向けた町民の勉強会に参加している方々の両方の意見を聞いた中でですね、幅広く公平性のある勉強会にしてまいりたいというふうな考えております。

■再々質問

最初の勉強会のところについてですね、一つお答えしていただきたかったところがあつて、その主催が町というところがあつて、その運営する中の委員会つていう形でですね、そういったことを検討していただく

考えはあるかというところについては。

●町長

その委員会を立ち上げるかどうかも含めてですね、どちらにしても町の責任でこれはやらなきゃならないことでありますので、ここで町民の皆様には、やつぱり幅広く理解をしていただかなければなりませんので、そこががちり何か委員会など作ることが必要なのか、作らなくても聞き取りでできるのか、そこも含めてね、柔軟な体制でいずれにしても大串議員が先ほど公平な立場でつて、ここは非常に大事だというふうな考えておりますので、しっかりと念頭に置いて進めさせていきたいと思います。

大串 伸吾 議員 産業 寿都アンテナショップの 運営計画について



■質問

寿都アンテナショップの運営計画についてです。
当初アンテナショッププ

ロジェクトにおいては、「新たな売り場を求めて」、「観光地との関係をつなぐSUTTUサテライト」というコンセプトを基に二セコ園

から寿都町にインバウンドの観光客を引き込むことを目指していました。寿都魚一心となった今、以下の3点について質問します。

1点目、寿都魚一心となった現在、アンテナショップにどのようなコンセプト、理念ですね、そして目標を運営会社側と共有していますか。その明文化されたものはありますか。

2点目、コロナ禍が明けてこれから本領発揮というタイミングだと思ふんですけれど、今後アンテナショップでどのような事業・イベントなどを展開していくのか、運営会社への要望計画はありますか。

3点目、二セコ園で寿都をピーアールし、来町したインバウンドや国内観光客をどのように町内で対応するのか、寿都町内での対応策は検討されていますか。

具体的には、2017年の8月には後志振興局からも協力を受けた、語り部を育成して橋本家の紹介をインバウンドの方々にしよう、そんなイベントがあつたんですけれども、そういった体制づくりは、今後進めていく予定でしょうか。

●町長

寿都アンテナショップの運営計画についてであります。が、寿都アンテナショップは、新たな地域にアンテナショップを展開し、本町の水産物を中心とした魅力を発信するとともに、経済の好循環を図ることを目的に、平成29年度にオープンしましたが、経営戦略の見直しなどにより、令和2年度に「アンテナショップ寿都魚一心」としてリニューアルオープンし、現在、運営は札幌市の株式会社TOSHIN(とうしん)が行つております。

一つ目の運営先とのコンセプトと目標の共有であります。が、令和2年4月に包括連携協定を締結しており、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりと産業振興を図り、食産業の振興や人材育成、情報発信など協力して実施する内容となつており、この協定に基づいて事業を実施しております。が、売上は堅調に推移しており、運営先での本町の水産物の取扱いは、寿都アンテナショップで60パーセント、小樽市で20パーセ

ント、札幌市で50パーセントとなっており、流通強化が図られていることから、引き続き本町のアンテナショップとして機能してもらいたいと考えております。

二つ目のコロナ禍後のアンテナショップでの事業・イベント等の開催であります。コロナ禍では実施を見送っていたアンテナショップ前での寿牡蠣や特産品などの販売イベントなど、漁協や観光物産協会と連携し実施に向け準備をまいいます。

三つ目の二セコ圏でのピーアールとインバウンドや国内観光客の町内での対応でありますが、これまでアンテナショップでの食や水産物をはじめ、高評価をいただいているピーアール動画など本町の魅力を発信する広報活動のほか、各種モニターツアー等を

実施してまいりましたが、こうした実証事業による知見を活かし、宿坊などの寺町文化体験、橋本家における文化活動や公開に向けた人材育成をはじめ、本町が有する歴史、文化、産業、食の連携による体験型観光の構築を目指し、地域再生マネージャー等の外部専門家の支援を仰ぎながら、寿都観光物産協会や関係機関、更には地域おこし協力



隊やNPO法人等の協力により、その体制づくりに努力を重ねてまいります。

■再質問

アンテナショップの運営についてですが、回答の中で流通について60パーセント、20パーセント、50パーセントの意味するところがよく分からなかったもので、もう少し中身を説明していただきたいと思います。

●町長

アンテナショップの関係ですけれども、今、魚だけを限定にした利用がどれだけ

なされているかということ、寿都のアンテナショップは全体的に寿都の魚を60パーセント使っている。小樽のお寿司の回転寿司の関係については20パーセント、後、札幌市も食の関係いろいろお店持っておりまして、ここでも50パーセント利用されているということ、その中でも寿都産という表現をしていただいておりますので、寿都のピーアールは相当できているのかなというふうに感じております。

大串 伸吾 議員

産業 企業誘致と移住者増加に向けた取り組みについて



■質問

企業誘致と移住者増加に向けた取り組みについて。

町長は、植物工場やウナギの陸上養殖施設の誘致に向けた交渉を進めていると、昨年12月の議員全員協議会でお話しています。これは、新たな名産と雇用を生むことが意図されていると思います。そして昨年11

月には視察したおおい町では、植物工場だけで30人規模の雇用が生まれていました。

本来、この30人規模で寿都町に人が働きに来てくれるとなれば、深刻な人手不足にあえぐ既存企業で雇用が充足されることほど喜ばしいことはありません。しかし、新たな企業を誘致し、町内の企業に勤める

労働者がこの企業に転職してしまう事態や、いくら既存企業が求人を行っても誘致企業の方にばかり人が集まってしまう事態を既に既存企業の経営者は懸念しています。町長は「町内の企業に迷惑をかけないようにする」という趣旨の発言をしていたと思いますけれども、どのように対応をするおつもりでしょうか。

●町長

企業誘致と移住者増加に向けた取組につきまして、まず新規産業の誘致に関しましては、現在、様々な業種に対して、企業が立地するために必要とされることなどのヒアリングと、それに対して町がどのような受け入れ態勢をとれるのかを検討している状況にあり、現在のところ何ら決定した

ものはありません。仮に植物工場やウナギ養殖施設が誘致されることとなった場合においては、大串議員が懸念されているような既存企業から人材が流れてしまうといったことがないよう、町外からの人材確保はもちろんですが、現在には仕事に就いていない高齢の方や障害を持つ方など様々な方の活躍の場としても想定がなされるものと思っております。

大串 伸吾 議員

環境 ゼロカーボン構想の進展について

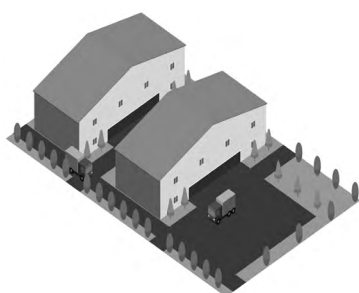


■質問

ゼロカーボン構想の進展について。

町では、温室効果ガス排

出量ネットゼロに向けたゼロカーボン構想について策定しています。昨年の10月のIHIのグリーンエネルギーセンターを視察した際



には、今年の2月中にも計画が作られるという予定表が配付されました。そして令和6年度の一一般会計予算主要施策に関する説明書を見ると、総務の予算に再エネによるマイクログリッド等導入戦略策定に4千57万6千円が計上されています。このことについて伺います。

当初企画課が説明していたイメージ説明の資料によれば、新電力会社の設立と託送又はマイクログリッドによってその安い電力を公共施設と町内需要家で利用する「再エネの地産地消モデル」を基本としていたと思います。その応用としてIHIのグリーンエネルギーセンターのようなマイクログリッドによる余剰電力のエネルギー変換を伴う「再エネを活用したカーボンニュートラルに向けた実証（実装）」フェーズに移行していく検討するものとは私は理解していました。

令和6年度時点の「再エネによるマイクログリッド等導入戦略策定」という文言からすると、最初からマイクログリッドありきで実証フェーズを目指すかのよう読み取れるんですけども、今一度、事業の進展

についてフェーズごとの説明をお願いいたします。

●町長

ゼロカーボン構想の進展につきまして、令和5年8月からビジョンの策定を行い、既存風車の活用と太陽光などの新規の電源導入についても検討し、地域の公共施設や産業分野での活用を行うために「設備導入等による特定地域内の電力需要を賄う地域マイクログリッドの取組」と「地域新電力会社の設立を通じた再エネの地産地消」、「再エネを活用した企業誘致活動」を三本柱に、エネルギーを活かしたまちづくりを執り進めることとしております。

議員の皆様には、ビジョン報告書を会期中にお配りし、概要をお伝えしたいと思っておりますが、令和6年度はこの将来ビジョンの実現化に向け計画を具体化する戦略計画の策定を進めてまいります。

その中で、地域マイクログリッドについても検討を進めることとなりますので、事業の実施がありきはなっていないことを御理解いただきたいと思います。

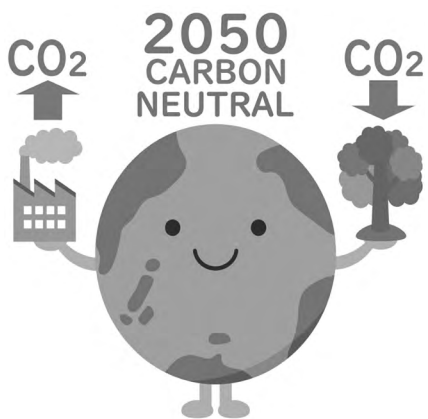
■再質問

ゼロカーボン構想の進展についてなんですけれども、これについてはですね、このマイクログリッドを作ってしまうとその中に実施している組織しか電力を享受できないような仕組みではないかとIHIのグリーンセンターの視察を見て認識したんですけども、マイクログリッドの外

れありきでまだ進んでいる訳でもありませんし、逆にこの進め方によってやはり利益を受ける人、受けない人そこら辺の差があつてはなりませんので、なるべく個人的、また民間企業も含めてですね、差のないやり方をするにはどうしたらいいのかというのも含めて、令和6年度検討しながら、よりこの今現在の風力また新たな展開の再エネを採用するに当たって、そこは皆さんから理解もいただきけるような取組にしていきたいなというふうな考えで、まだ決まっておりますので、これからこの件については議員の皆様とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

●町長

マイクログリッド云々、先ほどもお話ししたようにこ



早瀬 良樹 議員 電力に加えて 新たなエネルギーを 創造するために 町政



■質問

電力に加えて新たなエネルギーを創造する、このことについてであります。

掲げること、多量のエネルギーの消費が見込めるラピダスの関連も考えられます。

町長は、国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助を受け、再生可能エネルギーを活用したまちづくりを推進するとの将来ビジョンの策定を進めるとの議会で答弁いただきました。その内容として、エネルギーの地産地消、新たな産業で雇用の創出や地域内のエネルギー循環システムを構築したいとのことでした。

そこで質問します。

1点目については、エネルギーの町を標榜している寿都町としては、電力の活用に加えて早い時点で脱炭素社会を見据えて、水素・メタン・アンモニア等々の中で、本町では何を新たなエネルギーにするかを決断し、より具体的な構想、戦略、事業実施計画と歩を進めるべきと考えています。新たなエネルギー政策を

今までの町長の考えでは、有望な企業誘致を検討しているようですが、石狩市のように水素エネルギーでラピダスとつながろうとしている情報も耳にしています。これからの寿都町の新エネルギーでの企業誘致はもとより、産業集積地域との関連も十分検討する余地があるのではないかと考えますが、町長の御意見を聞かせください。

2点目では、国は昨年4月に「特定放射性廃棄物に関する基本方針」を閣議決定しています。この内容は7項目にまとめられており、本事業に貢献する地域には、社会として適切な利益が還元されるべきとも述べられています。町民の声として文献調査について少し見えにくいとの意見もありますので、町民により一層理解が深まるように御配慮を頂き、町長の答弁をよ

ろしく願います。

●町長

早瀬議員の御質問に答えたいします。

「電力に加えて新たなエネルギーを創造するため」との御質問につきま

では、国が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向け、政府や自治体をはじめ民間企業や消費者である国民が総力をあげて取り組んでいくことが求められております。

そのような中で、風力発電事業で再生可能エネルギーの分野に先駆的に取り組んできた本町としまして、さらなる活用の方策を検討する段階にきております。



先ほど大串議員への答弁でも触れておりますが、今年度策定の「CO2フリーの循環型地域社会づくりに向けたエネルギービジョン」においては、再エネの将来的な活用の一つとして、水素等への転換も挙げられております。

北海道でも早瀬議員が申されました石狩市での取組のほか、苫小牧市のグリーン水素拠点整備など民間企業が主体となった動きが新聞でも取り上げられておりますが、水素分野においては、いまだ課題も多く、幅広い活用には至っていないのが現状であります。本町としまして、他の自治体の取組も注視しながら様々なエネルギーへの転換について可能性を見いだしてまいりたいと考えております。

二つ目の昨年4月に閣議決定された「特定放射性廃棄物に関する基本方針」にある「事業の実現に貢献する地域に還元される利益」については、令和3年、4年度に電源立地地域対策交付金を受け、保育園や消防、清掃センターなど住民にとって身近な各種施設の運営や道路・住宅整備など様々な分野で活用されてお

ります。

令和5年度以降は、基金として積み立てた11億8千100万円を計画的に一般会計へ繰入し、前述の分野を含め産業振興や暮らしに欠か

早瀬 良樹 議員

行政 早い段階での概要調査への移行について



■質問
文献調査から早い段階での概要調査への移行についてであります。

1点目は、町長は地層処分に関する学習が必要と言われておりますが、町主催の学習会が以前の開催からは随分時間が経過してしましますが、町民が住民投票で一票を投じるための判断材料が必要になると思います。そのためにも学習会を重ねることが重要です。住民投票の時期が決定していないのは理解していますが、住民投票を実施するほどの重要事項ですので学習会を重ねて開催し、多くの町民が投票に臨むことが最も必要な事項だと私は強く思いますが、今までも何度か町長は話されているとは思

すこのできない事業へ充当し、まちづくりに活かしているところであります。

いますが、改めて今後の住民への学習機会の提供について、今後の方針や計画内容等を具体的にお聞かせください。

2点目です。

概要調査の内容を私なりにみてみますと、本町の陸上はもちろん、寿都湾の海底についてもかなりの密度で調査が行われるようなので、本町の地層について全面的に解明され、更に要望があれば、何点かのアセスメント調査も検討するとNUMOの勉強会で聞いたようにも思っています。

今後の企業誘致にしても、新しい企業が進出を計画する場合でも、この調査の内容は貴重な資料であり、寿都町が企業誘致活動を推進する上での貴重な町の財産になるのは間違いな

いと思われます。町長の信念である原子力政策への一石を投ずるにもつながると思います。現時点での町長の御意見をお聞かせください。

●町長

「文献調査から、早い段階での概要調査への移行」については、「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分の概要調査及び精密調査に係る意見に関する住民投票条例」において、文献調査から次の概要調査へ進む際には、住民投票を行う町民の意思を問うことと定

めております。

この住民投票を行う前には、住民の皆様には調査への理解を深めていただく機会を設けることとしておりますが、地層処分の全国的な議論の広まりがあった中でなされる必要があるものと認識しております。

概要調査の具体的な内容についても、そういった機会の中で学んでいくものであり、文献調査が完了していない現時点において詳細な答弁は差し控えさせていただきます。

早瀬 良樹 議員

町政 町長の町政執行方針について



■質問
町長の町政執行方針についてです。

このたびの町政執行方針の中の漁業・林業・水産加工業の振興で、施肥事業による藻場再生について取り組むとしておりましたが、本事業については、既に何年かの取組の実績があると思いますので、効果につい

ての実績をお聞かせいただき、今後の方針等もよろしく願います。

●町長

施肥事業による藻場再生の取組についてであります。平成19年度から試験的に実施し、平成23年度に施肥製造施設を整備した翌年の24年度から本格的に事業を展開しており、栄養塩の

不足などにより慢性化した磯焼け、藻場の消失進行防止のため、魚類残渣、木質チップ及び下水の脱汚泥を利用した堆肥を製造し、海域へ投入するもので、漁協が事業主体となっております。

取組の実績として、平成24年から令和5年まで、延べ4万2千900個の施肥ブロックを寿都湾沿岸に投入しており、また製造した施肥ブロックは後志管内の町村にも利用され、

事業の効果では、北海道立総合研究機構中央水産試験場の分析によると、本町の海藻類の繁茂に施肥の栄養が作用していることが確認され、施肥事業の継続により現在の藻場が維持されているものと認識しております。

また、近年ブルーカーボンへの関心の高まりによ



り、参入する事業者が多いことから、類似品による特許取得を防止するため、本町独自の施肥ブロックの製造工程の特許出願手続きを進めているところであり、この施肥事業は本町の水産振興を支える上で重要な取組の一つとして捉えておりますので、今後も継続してまいりたいと存じます。

議 会 日 誌

令和6年2月14日以降

2 月

- 14～15日 後志町村議会議長会定期総会（札幌市 小西議長）
- 16日 国保運営協議会（小西議長）
- 19～20日 北海道町村等監査委員協議会研究会・定例会（札幌市 早瀬監査委員）
- 22日 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 26日 議会運営委員会（木村委員長、友山副委員長、川地委員、吉野委員、石澤委員、小西議長）
- 29日 南部後志衛生施設組合議会 第1回定例会（小西議長、川地議員）
南部後志環境衛生組合議会 第1回定例会（黒松内町 越前谷議員）

3 月

- 4日 令和6年第1回定例会（1日目）・全員協議会
- 11日 令和6年第1回定例会（2日目）
- 12日、13日 令和6年度予算特別委員会
- 18日 令和6年第1回定例会（3日目）
- 21日 寿都町教育三者送別会（小西議長）
- 22日 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 26日 寿都町漁業協同組合第59事業年度通常総会（石澤副議長）
- 27日 岩内・寿都地方消防組合議会 定例会（岩内町 石澤副議長）

4 月

- 2日 寿都町教育三者歓迎会（小西議長）